

法務大臣認証

ADR基礎資格

Alternative Dispute Resolution
(一社)日本不動産仲裁機構

ADR が土地活用プランナーの
可能性をさらに拓く

土地活用プランナーはADRにおける 調停人の基礎資格と認定されています

土地活用プランナーの資格保有者の方は、「ADR 調停人研修」を受講することで、ADR 調停人となることができます。

ADR 対応分野

土地活用関連

ADR 調停人となった土地活用プランナーは、立ち退きや借地底地トラブルを含め、土地活用に関する問題全般に関する ADR 業務を実施することができます。

土地活用プランナーが ADR 調停人となるメリット

- ①土地活用に関する契約全般においてトラブルを解決できる能力があるため、オーナーから土地活用事業者やプランナーとして選ばれる
- ②オーナーから土地活用に関する契約全般に関するトラブルを相談されることをきっかけとして、契約を受注をすることができる
- ③土地活用に関する契約全般に関するトラブル解決において報酬を得ることができる
- ④トラブルを起こすだけでなく解決する側の存在と認知され、土地活用事業者として社会的信用がアップする

土地活用に関する契約全般に関する ADR 案件例

- 賃貸住宅の建て替えをしたいが、入居者がなかなか立ち退きに応じてくれない
- 賃貸住宅を建築したが、事業者から提案された事業収支計画と実際の建築費がかけ離れていた
- サブリース契約を解除したいが、不動産会社に法外な違約金を請求されている
- 土地オーナーが地代の値上げを要求しても、借地人が全く値上げに応じてくれない

＜例＞ADR 調停員になるとできること

トラブル解決の専門性を PR することで差別化できる

土地活用においては、実際の活用・管理内容などについて、オーナーと土地活用事業者等との間でトラブルが起こる場合があります。したがって、ADR 調停人兼土地活用プランナーとして「トラブル解決の専門性」を PR することで、他事業者との差別化をすることができます。



合法的に、仲裁業務ができるライセンスが獲得できる



土地活用に関連するトラブルの解決のための相談受付や調整業務は、本来弁護士でない者が費用を受け取って実施できる業務ではありません。このような業務についても、合法的に費用を受け取り実施することができます。

トラブル解決相談から案件の受託につなげられる

ADR 調停人のライセンスがあれば、会社の業務メニューとして「トラブル解決」をうたうことができます。これができるば、例えばオーナーと土地活用事業者や入居者等とのトラブル等の解決をきっかけとして、土地活用に関する案件の契約受注につなげることができます。



お申込み・お問い合わせ

調停人についての詳細は＜日本不動産仲裁機構 ADR センター 調停人候補者募集のご案内＞

日本不動産仲裁機構 ADR センター 調停人候補者募集のご案内⇒URL: http://jha-adr.org/apply_adr/

一般社団法人日本不動産仲裁機構

〒164-0001 東京都中央区日本橋堀留町 1 丁目 11 番 5 号日本橋吉泉ビル 2F

TEL: 03-3524-8013 FAX: 03-5847-8236 URL: <http://jha-adr.org/>

調停人研修については＜LEC コールセンター＞（ADR 研修 受付係）

TEL: 0570-064-464 [平日] 9:30～20:00 [土曜・祝日] 10:00～19:00 [日曜] 10:00～18:00

※平日は、コールセンターの営業を 9 時 30 分より開始します ※通話料はお客様ご負担となります

※固定電話・携帯電話共通 (PHS・IP 電話からはご利用できません)